

・ みんなで創る明るいまちづくり

- 1．住民参画の推進
- 2．コミュニティ活動の充実
- 3．地域間・国際交流の推進
- 4．持続的な行財政の運営

1 - 1 . 住民参画の充実

現状

- ・地方分権の進展により市町村は自主・自立が求められ、その取り組みも住民や地域・行政との協働によるまちづくりを進めていくことが重要となっています。
- ・本町では協働によるまちづくりの実現に向けて、審議会等での公募委員登用やワークショップ¹の開催、パブリックコメント²の実施など、住民参画による町政運営に取り組んでいます。
- ・平成12年に男女共同参画社会基本法が施行されており、本町においても審議会及び委員会等への女性の参画促進・登用に努めています。

¹ ワークショップ：住民や行政などの参加者がみんなで意見・アイデアを出し合ったりしながら、あるテーマについて考え、合意を形成していくための手法。

² パブリックコメント：行政機関が政策の立案等を行う際にその案を公表し、この案に対して広く国民・事業者等から意見や情報を提出していただく機会を設け、行政機関は、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う手法。

課題

- ・協働によるまちづくりの実現に向け、住民参画をさらに促進するための環境づくりと参画体制の確立を図ることが必要となっています。
- ・男女がその人権を尊重しつつ、共に協力してその個性と能力を十分に発揮することができるよう男女共同参画の推進が必要です。

基本方針と主要施策

- ・住民の主体的な活動に対する支援の充実を図るとともに、まちづくりの基本原理や行政の基本ルールなどを定めた「自治基本条例」の制定や町政全般における諸計画策定及び政策立案の際における住民参画を進めるなど、住民がまちづくりに参画しやすい環境づくりへの取り組みに努めます。
- ・各種審議会等への公募委員の登用拡大を図るとともに、ワークショップやパブリックコメントの適時開催・実施など、住民参画機会の拡充と継続による住民参画体制の確立に努めます。
- ・生涯学習や学校教育を通して男女共同参画意識の啓発を図るとともに、各種審議会等での女性委員の登用拡大などによる男女共同参画の推進に努めます。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
住民参画の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の制定 ・住民の主体的な活動に対する支援 ・参画しやすい手法・方法の構築
住民参画体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等での公募委員の登用拡大 ・ワークショップの適時開催 ・パブリックコメントの適時実施
男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画意識の啓発 ・審議会等での女性委員の登用拡大

1 - 2 . 広報・広聴活動の充実

現状

- ・ 広報「はまとんべつ」を月1回、速報版を月2回発行し、町ホームページで公開しています。
- ・ 町政の諸計画策定などの際に住民意向調査等を実施しています。
- ・ 町政に関する意見交換の場として、住民懇談会、まちづくり出前講座等を開催しています。

課題

- ・ 住民と行政がお互いの役割と責任を認識し、課題の解決や目標の実現に向けた協働のまちづくりを進めていくためには、町政や地域に関する情報の適正な共有化を図る必要があり、広報・広聴活動の一層の充実・強化が求められています。

基本方針と主要施策

- ・ 町政に関する様々な情報をわかりやすく的確に提供し、住民と行政の交流の場となるような親しみやすい広報誌づくりに努めます。
- ・ 多様な住民ニーズを的確に把握するため、様々な機会において住民に対する意向調査の積極的な実施に努めます。
- ・ 住民や地域における対話機会を充実し、住民の生の声を町政に反映させられるよう住民懇談会やまちづくり出前講座の積極的な開催と内容の充実に努めます。
- ・ 本町の姿や現状を示す町勢要覧や統計資料を作成し広く活用を図ります。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌の充実 ・ インターネットを活用した広報活動の充実 ・ 町勢情報等の充実 ・ 第2次町史発刊の取り組み
広聴活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民意向調査の実施 ・ 住民懇談会、まちづくり出前講座の充実

1 - 3 . 情報の発信

現状

- ・平成 14 年度から、地域インターネット導入促進基盤整備事業により町ホームページを整備し、行政情報や町民向けの生活情報、観光客向けの観光情報など、各種情報提供を行っています。
- ・平成 19 年度には動画等を取り入れ、より見やすく親しみやすいホームページとするためリニューアルをしています。

課題

- ・住民ニーズの多様化、高度情報化時代への対応などを踏まえた的確かつ効率的な情報発信の取り組みが求められています。

基本方針と主要施策

- ・高度情報化時代が進展し大量の情報を発信することが可能となっている状況を踏まえて、住民及び全国の人々に本町の情報を正確かつ迅速な提供に努めます。
- ・適切な情報の発信が図られるよう、町ホームページの定期的な内容の見直し、最新情報への適時更新に努めます。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
<p>情報発信の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページの充実 ・観光情報等の提供推進

2 - 1 . コミュニティ活動の活性化

現状

- ・ 少子・高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルにおける個性の重視などを背景とした地域の連帯意識の希薄化により、助け合いや支え合いなどの相互扶助に対する意識の低下や地域活力の衰退が懸念されています。

課題

- ・ 厳しい財政状況のなか、教育、福祉、防災・防犯、環境などに関する様々な課題や問題は行政だけではなく、住民一人ひとりの自主的な参加を基本としながら、行政と地域が一体となって取り組む必要があることから、コミュニティ活動の活性化が必要となっています。

基本方針と主要施策

- ・ 住民自らが主体的にコミュニティ活動に参加できるよう、情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、活動の促進に向けた学習機会の提供など、自発的なコミュニティ活動の育成に努めます。
- ・ 地域や団体等におけるリーダーの発掘や養成など、コミュニティ活動を担う人材の育成に努めるとともに、組織や団体等に対する支援の充実・強化を図り、コミュニティ活動の活性化に努めます。
- ・ 地域における活動やボランティア活動・NPOなど、各種の活動団体の交流や情報の共有等により、相互が連携・協力する活動団体間のネットワークの構築を促進します。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
コミュニティ活動の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の提供 ・ 相談体制の充実 ・ 学習機会の提供
コミュニティ活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材の育成 ・ 組織や団体等に対する支援の充実・強化 ・ 活動団体間のネットワーク構築

2 - 2 . コミュニティ施設の整備・充実

現状

- ・平成10年度に仁達内コミュニティセンター、平成11年度に開明コミュニティセンター、平成15年度には頓別にコミュニティセンターを開設し、現在では町内7箇所に生活館、生活改善センター、コミュニティセンターが配置されています。

課題

- ・7施設中3施設については築30年以上経過しており、施設の老朽化が目立っています。
- ・地域の交流拠点として、コミュニティ施設周辺の緑化など、周辺環境整備が求められています。

基本方針と主要施策

- ・既存施設の効率的な活用を図るとともに、自治会や各種団体との連携強化による管理・運営体制の充実に努めます。
- ・老朽施設の適切かつ計画的な修繕・改善に努めるとともに、花壇や植栽整備などによるコミュニティ施設周辺の環境整備に努めます。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
コミュニティ施設の管理・運営	・管理・運営体制の充実
コミュニティ施設の整備・充実	・適切かつ計画的な修繕・改善 ・施設周辺の環境整備

コミュニティ施設の状況

名称	建物面積	部屋数	施設内容	所在地	開設年月日
下頓別生活改善センター	334㎡	6	研修室2、集会室1、保育室1、料理講習室1、その他1	下頓別	S47.12.25
斜内生活改善センター	146㎡	5	研修室2(洋、和各1)、料理実習室1、その他2	斜内	S49.12.23
豊牛生活館	132㎡	4	研修室2(洋、和各1)、料理実習室1、その他1	豊寒別	S50.1.16
宇曾丹生活改善センター	135㎡	4	研修室3(洋2、和1)、実習室1	宇曾丹	S55.12.1
仁達内コミュニティセンター	344.8㎡	4	研修室1、会議室2、調理実習室1	ホ`ン仁達内	H10.11.6
開明コミュニティセンター	347.7㎡	5	研修室1、会議室3、調理実習室1	安別	H11.11.19
頓別コミュニティセンター	416.6㎡	4	研修室1、会議室2、調理実習室1	頓別	H15.12.3

[資料]平成20年度浜頓別町統計資料

3 - 1 . 地域間交流の推進

現状

- ・本町では、ウソタンナイ砂金採掘公園やクッチャロ湖などの地域特性を活かしながら、関係する自治体等との地域間交流に取り組んでおり、情報通信及び交通網の発達に伴い、人、物、情報などを通じた地域間交流の拡大が見られています。
- ・新さっぽろ砂金掘り大会や東川町との物産交流など、住民や各種団体の主体的な地域間交流も進められています。

課題

- ・人、物、情報などを通じた地域間交流は地域活力の維持・育成に重要な役割を担っており、活力のある人・地域づくりを進めるため、観光・文化・スポーツなど、多種多様な分野での地域を越えた交流の推進が必要となっています。

基本方針と主要施策

- ・全日本砂金掘り大会、ラムサール条約国内会議の誘致など、地域特性を活かした様々な分野における地域間交流事業の継続的な企画立案に取り組みます。
- ・新たな地域との交流拡大を視野に入れながら、相互の特色を活かしたあらゆる分野での多様な交流を実現するため、関係自治体や住民及び各種団体等との連携強化による地域間交流の推進に努めます。
- ・住民や各種団体が主体的に交流できるよう、積極的な情報の収集及び提供を行い、住民・団体・組織等における多様な地域間交流の推進に努めます。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
地域間交流事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域間交流事業の企画立案 ・住民・団体等の地域間交流の推進 ・地域間交流の推進

3 - 2 . 国際交流の推進

現状

- ・ 国際交流イベントとして、平成 14 年度に世界 16 ヶ国から 455 人が参加した「世界砂金掘り浜頓別大会」が開催されています。
- ・ 外国語指導助手（A L T）を活用し、小中学校等における国際理解教育・外国語教育を推進しています。
- ・ 平成 17 年度に「北オホーツクえさし・はまとんべつ外国人研修生受け入れ特区」の認定を受けています。

課題

- ・ 相互の生活習慣や文化の違いなどを理解し合い、親善活動や経済活動等の多様な国際交流を展開するため、住民や各種団体と行政が一体となった国際交流事業の推進が必要となっています。

基本方針と主要施策

- ・ 国際情報の収集・周知等による住民の国際理解を深めながら、住民、各種団体と行政の連携・協力による一体的な国際交流推進体制の確立に努めます。
- ・ 外国語指導助手の計画的な確保を図り、国際化に対応した学校教育の充実に努めるとともに、外国語指導助手や外国人研修生による語学や国際情報に関する講座開催など、社会教育等の充実にに向けた取り組みを進めます。
- ・ 「北オホーツクえさし・はまとんべつ外国人研修生受け入れ特区」に基づき、外国人研修生の受け入れによる国際交流の推進に努めます。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
国際交流事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流推進体制の確立 ・ 外国人研修生受け入れによる国際交流の推進
人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 語学、国際情報に関する講座の開催 ・ 国際化に対応した学校教育の充実

4 - 1 . 行政執行体制の充実

現状

- ・本町では、平成14年11月に「第2次行財政改革実施計画」を策定し、事務事業の見直し等による行政運営の効率化に努めています。
- ・平成16年11月の天北三町村合併協議会の解散を踏まえ、単独のまちとしての財政基盤確立のために平成17年11月に「行財政集中改革プラン」を策定しています。
- ・住民サービスの向上や行政コストの縮減を図るため、平成18年9月より、はまとんべつ温泉ウイング、クッチャロ湖畔直売所、高齢者等グループホーム、町営牧野施設、漁船巻揚施設、漁船保全修理施設において指定管理者制度を導入しています。
- ・平成13年度に個人情報保護条例、情報公開条例を制定し、個人情報の保護と行政活動について積極的な情報提供に努めています。

課題

- ・単独のまちとしての行政運営を進めるためには、総合的かつ計画的な行政運営を推進することが求められており、厳しい財政状況のなかで、より良い住民サービスの提供を行うため、合理的かつ効率的な組織・機構づくりや事務事業の再構築などが求められています。

基本方針と主要施策

- ・「最小の経費で最大の効果をあげる」という地方自治運営の基本理念に基づき、簡素で効率的な組織・機構の構築に努めます。
- ・行政組織運営全般について継続的な点検を行うとともに、統合・廃止・縮小する事業、新規・拡充する事業などの視点に立った事務事業の改善・合理化や効率的で効果的な行政運営、行政の透明性の向上を図るため行政評価制度の確立に努めます。
- ・住民の視点に立った行政事務を効率的かつ適正に遂行するため、職員の適正配置に努めます。
- ・民間事業者等により施設管理を行う指定管理者制度について、引き続き制度導入可能な施設について検討を進めます。
- ・個人情報保護条例や情報公開条例に基づき、引き続き個人情報の保護と行政情報公開の充実に努めます。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
行政機構の見直しの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・簡素で効率的な組織・機構の構築 ・職員の適正配置
事務事業の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価制度の確立
民間活力の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度導入可能な施設の検討
行政情報公開の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護制度の推進 ・情報公開制度の適正な運用

4 - 2 . 広域行政の推進

現状

- ・本町を含む宗谷管内1市7町1村では、宗谷広域市町村圏の構成団体として相互に連携しながら、広域的な地域振興に取り組んでいます。
- ・近隣自治体との連携のもと、ごみ処理、し尿処理、消防・救急業務、介護認定審査などの生活関連事務事業に係る業務において、一部事務組合や共同事業により処理・実施しています。
- ・本町は、平成16年度に猿払村・中頓別町との合併を進める「天北三町村合併推進協議会」において市町村合併を検討しましたが、様々な事情により実現には至りませんでした。
- ・北海道では、平成17年4月に施行された「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく「北海道市町村合併推進構想」を平成18年7月に策定しており、本町は中頓別町及び枝幸町との組み合わせによる合併が一つの選択肢として構想されています。

課題

- ・より効率的・効果的な行財政運営を図るため、広い範囲での自治体との相互協力を視野に入れた広域的連携の強化とともに、広域行政組織や事務事業の再編等による広域行政推進体制の充実が必要となっています。
- ・広域的な行政運営を推進するため、市町村の連携による広域的な取り組みの強化が必要となっています。
- ・今後の少子高齢化の進行や厳しさを増す財政状況から市町村合併の検討も必要となっています。

基本方針と主要施策

- ・周辺市町村との連携・協力を一層密にするとともに、より広域的な自治体との相互協力も視野に入れた広域的連携の強化に努めます。
- ・南宗谷衛生施設組合や南宗谷消防組合など、広域的に処理・実施している事務事業の効率化を図り、新たに広域連携で取り組むべき共同事業等についての検討に努めます。
- ・厳しい財政状況の中で、地方分権の理念に立って今後とも住民に必要な行政サービスを提供し続けていくために、近隣町村と連携した市町村合併や基礎自治体としての機能・強化の調査研究に努めます。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
広域的事業の推進	・新たな共同事業等についての検討
広域的連携の強化	・より広域的な自治体との相互協力 ・市町村合併や基礎自治体としての機能・強化の調査・研究

4 - 3 . 行政事務の効率化

現状

- ・行政事務の効率化を図るため、平成 13 年度に地域インターネット導入促進基盤整備事業により市内 LAN システムを整備しています。
- ・平成 14 年度には各種データの電子化の一環として浜頓別町例規システムを導入し、平成 15 年度には、地方公共団体相互間の情報の共有や情報の高度利用を図るための基盤として総合行政ネットワーク（LGWAN）を導入しています。

課題

- ・多様化・高度化する行政需要や高度情報化社会に対応するため、各種情報システムの充実や文書管理等の電子化の検討による事務処理の効率化を図るシステムの構築が必要となっています。

基本方針と主要施策

- ・各部署が所有する情報等を共有データベース化するなど、情報システムの充実とデータの保護に努めます。
- ・住民サービスの向上や行政事務の迅速化を図るため、各種申請書のダウンロードサービスの充実や文書管理、戸籍事務等の電子化の検討など、効率的な事務処理システムの構築に努めます。
- ・情報システム等は日々著しい進展を見せていることから、市内 LAN システムの適正な維持管理に努めながら定期的なシステムの更新を図るとともに、情報やデータを扱う職員の技術や知識の向上に努めます。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
情報システムの充実	・情報の共有データベース化とデータの保護
事務処理システムの効率化	・文書管理等の電子化の検討 ・LANシステムの定期的な更新 ・職員の技術や知識の向上

4 - 4 . 計画的な財政運営

現状

- ・国の三位一体改革等によって国庫補助負担金の削減や地方交付税の見直しが行われ、地方自治体の財政基盤は非常に厳しくなっています。
- ・本町では、平成 15 年度に「町財政自主健全化計画」、平成 17 年度に「行財政集中改革プラン」、平成 19 年度には「公債費負担適正化計画」を策定し、町財政の健全化に努めています。
- ・平成 19 年度の実質公債費比率¹が 30.4%と、地方財政健全化法による早期健全化基準を上回っており、公債費負担の適正化が急務となっています。

¹ 実質公債費比率：町債等(借金)の元利償還費(返済金)の水準を示すもので、一般会計の元利償還費のほか、簡易水道、下水道、病院など公営企業会計元利償還費の財源とされた繰出金や、一部事務組合の元利償還費に対する負担金などを含めた実質的な町の返済金が財政規模に占める割合を示す指標で、値が高いほど借金の負担が重いとされている。

課題

- ・より一層の財政基盤の強化と健全化を図るため、事務事業の合理化等による経常的経費の抑制や限られた財源の効率的な配分による投資的経費の抑制など、徹底した行政コストの削減などによる計画的な財政運営に取り組むことが求められています。
- ・本町では、これまで積極的に社会資本の整備を進めてきたため、一般会計のほか、下水道事業や簡易水道事業においても公債費負担が多額となっており財政基盤を圧迫しています。今後は、厳選した投資的事業の実施や町債の新規発行を抑制して公債費負担の適正化を図ることが求められています。

基本方針と主要施策

- ・国の行財政制度改革や社会経済情勢の変化に適応しながら中長期的な視点に基づく財政計画の策定に努めます。
- ・住民ニーズや事業に要するコストを的確に把握しながら、財源の重点的かつ効果的な配分による投資的経費の抑制に努めます。
- ・公営企業は、各会計の独立採算性を原則にした中長期的な財政計画を策定し、その健全化を図ります。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
財政計画の策定	・ 中長期財政計画の策定
投資的経費の抑制	・ 財源の重点的かつ効果的な配分 ・ 公債費負担の適正化
公営企業の健全化	・ 中長期財政計画の策定

4 - 5 . 財源の適正な確保

現状

- ・本町における歳入の中でも50%以上の割合を占める地方交付税は、国の三位一体改革により今後においても減少が見込まれています。
- ・長引く景気低迷や人口の減少・高齢化などに伴い町税収入も減少傾向にあります。

課題

- ・自主財源の根幹である町税収入の安定確保に向け、課税客体的確な把握や収納体制の確立、税負担に対する信頼性を高めるための公平公正な課税と滞納整理対策の強化などによる自主財源の適正な確保が必要となっています。
- ・行政サービスに関する住民相互間の負担の公平性を確保するため、受益者負担の適正化が求められています。

基本方針と主要施策

- ・課税客体や課税標準の的確な把握により、町税の公平公正な課税に努めます。
- ・期限内納付の促進や納税相談の実施等、町税等の収納率向上に努めるとともに、悪質・高額滞納者について収納対策推進本部を中心に、関係各課との連携を強化し滞納処分の実施について検討を図ります。
- ・継続的な運営改善に努めながら受益と負担の公平性を確保するという観点に立ち、行政サービスの実態に応じた使用料、手数料等の適正化に努めます。
- ・遊休町有地の売却、賃貸借を含めた有効活用を図ります。
- ・財源の確保のため、本町に見合ったふるさと納税制度を導入します。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
財源の適正な確保	<ul style="list-style-type: none"> ・町税の公平公正な課税 ・町税等収納率の向上 ・使用料、手数料等の適正化 ・町有地の有効活用 ・ふるさと納税制度の導入

町税の内訳

(単位：千円)

区 分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)
町 民 税	211,599	48.2	194,318	45.9	183,958	43.6	208,450	47.7	239,306	51.6
固 定 資 産 税	178,311	40.6	180,015	42.5	185,019	43.9	175,127	40.1	172,716	37.2
軽 自 動 車 税	4,196	1.0	4,430	1.0	4,786	1.1	4,890	1.1	4,966	1.1
た ば こ 税	45,057	10.2	44,763	10.6	43,674	10.4	44,365	10.1	43,032	9.3
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入 湯 税	-	-	-	-	4,498	1.1	4,189	1.0	3,768	0.8
合 計	439,163	100.0	423,526	100.0	421,935	100.0	437,021	100.0	463,788	100.0

[資料] 財政状況実態調査表

4 - 6 . 職員の育成と能力の向上

現状

- ・ 職員の能力向上に向けた人材育成の考え方や基準を示した「浜頓別町職員人材育成基本方針」を平成12年度に策定し、職員の育成強化に取り組んでいます。
- ・ 各種研修への積極的な派遣により、職員の資質の向上に努めています。

課題

- ・ 地方分権の進展に伴い、地方自治体は、自己決定・自己責任の原則のもと、これまで以上に重要な役割を果たしていかなければなりません。
- ・ 職員には、多様化、複雑化する住民ニーズの的確な把握に努め、地域の課題を自らの創意と工夫により解決していく資質と能力が求められています。また、刻々と変化する行政環境に対応するために、前例にとらわれない柔軟な発想、それを強力に推し進める行動力も求められています。
- ・ 限られた財源のなかで効率的かつ満足度の高い行政サービスを実現するため、「行政を経営する」や「コスト意識」といった経営的感覚・意識を持った職員の育成が求められています。

基本方針と主要施策

- ・ 職員研修の充実を図るため、中長期的な視点に基づく研修計画の策定に努めます。
- ・ 引き続き自治政策研修センター、町村会などが主催する研修への積極的な派遣に努めるとともに、各分野における専門研修への派遣など、研修メニューの拡充による職員の能力開発に努めます。
- ・ 研修出席者による報告会を開催し、職員相互の啓発機会を拡充します。
- ・ 担当課や横断的な体制による庁内研修体制の構築に努め、より一層の政策形成・企画立案能力、業務改善意識等の向上を図るとともに、成果やコストを重視する経営意識を持った職員の育成に取り組めます。
- ・ 住民参画による協働のまちづくりを推進するため、職員のコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力等の向上を図るとともに、新たな課題に柔軟かつ積極的に行動する職員の育成に努めます。
- ・ 職員の持つ個々の能力を最大限発揮し、明確な目標と意欲を持って職務に取り組むことができるよう目標管理制度¹や人事評価制度の確立に努めます。

¹ 目標管理制度：職員個人が目標を設定することにより、役割・責任が明確になり職員一人ひとりが意欲的、自発的に業務に取り組み成果をあげることを目的とする人事管理制度。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 中長期的な研修計画の策定・ 庁内研修体制の構築・ 研修への職員の積極的な派遣・ 職員相互の啓発機会の拡充
職員の育成強化	<ul style="list-style-type: none">・ 職員の能力開発・ 政策形成・企画立案能力等の向上・ コミュニケーション、プレゼンテーション能力の向上・ 経営意識を持った職員の育成・ 柔軟かつ積極的に行動する職員の育成・ 目標管理制度、人事評価制度の確立

